○総務省告示第五百六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十三年十二月二十二日

総務大臣　川端　達夫

(一)　政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	
自由民主党香川県参議院比例区第六十五支部	木村　義雄	二三、	九、二五
たちあがれ日本参議院比例第五支部	中畑　清	二三、	八、三一

(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	
基幹労連・船重部門組織内議員を支援・政治活動を充実する会	澤田　和男	二三、	九、三〇
9条ネット	前田　知克	二三、	八、三〇
薫風会	俊成　薫	二二、	四、一
元祐会	中谷　渉	二三、	九、七
皇道青年會議	小川三千生	二三、	九、三〇
盾國同志會	保志　充	二三、	九、二九
女性党吉山ひでみ後援会	吉山ひでみ	二三、	五、二五
新党無党派層	常木　義治	二三、	八、二五
政治結社皇志會	宮本　和夫	二三、	七、一〇
政治結社河真塾総本部	渡辺　吉治	二三、	一〇、一八
政治結社大港会	田中　實	二三、	九、二九
政治結社忠孝塾愛國連盟群馬県本部	石田　孝郎	二三、	一〇、二〇
政治結社忠孝塾愛國連盟憂國維新会	野村　尚史	二三、	一〇、一五
政治結社誠塾	大森　靖	二三、	一〇、一七
政治結社憂神同志會	坂藤　秀隆	二二、	一二、三一
政治団体政治経済浄化推進同盟政治結社神国塾	田中　一也	二二、	一二、三一
清心会	中畑　清	二三、	八、三一
全日本職業調理士政治連盟	佐藤　繁	二三、	一〇、二七
大日本和心塾	倉崎憲一郎	二二、	一二、三一
忠孝塾愛國連盟	藤元　正義	二三、	九、二八
中谷元を育てる会	玉木　清司	二三、	九、七
ハンセン病回復者とともに歩む会	森元美代治	二二、	五、一九
誇り高き日本の会	三池　神也	二三、	一〇、二六
みんなの祭実行委員会	藤岡　隆雄	二三、	九、二〇
よこやま信一後援会	横山　信一	二三、	四、一五

○総務省告示第五百六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十三年十二月二十二日

総務大臣　川端　達夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
池田　佳隆	衆議院議員	池田黎明会	愛知県名古屋市天白区八事山三五四	池田　佳隆	二三、一〇、一七
中川　郁子	衆議院議員	なでしこの会	北海道帯広市東三条南一三―一九	中川　郁子	二三、九、二二
藤川　政人	参議院議員	藤川政人政経懇話会	愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字辻田七一三	藤川　政人	二三、八、四

○総務省告示第五百六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十三年十二月二十二日

総務大臣　川端　達夫

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
はたともこ	参議院議員	はたともこ後援会	主たる事務所の所在地	東京都中央区新川二―一八―九	東京都中央区新川二―二四―二
松沢　成文	神奈川県知事	地域政経研究会	主たる事務所の所在地	東京都港区虎ノ門三―七―七	神奈川県横浜市中区本町一―五
	東京都知事	地域政経研究会	公職の種類	東京都知事	神奈川県知事

○総務省告示第五百六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十三年十二月二十二日

総務大臣　川端　達夫

法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
俊成　薫	愛媛県議会議員	薫風会	愛媛県松山市辰巳町三―二	俊成　薫	二三、一〇、三
中畑　清	参議院議員	清心会	東京都新宿区新宿六―七―一	中畑　清	二三、一〇、一三
森元美代治	参議院議員	ハンセン病回復者とともに歩む会	東京都千代田区永田町一―一一―一	森元美代治	二二、五、二六
横山　信一	参議院議員	よこやま信一後援会	北海道函館市美原四―二二―一一	横山　信一	二三、五、六
吉山ひでみ	参議院議員	女性党吉山ひでみ後援会	広島県安芸郡府中町八幡一―一六―一三	吉山ひでみ	二三、五、三〇

○外務省告示第四百八号

昭和四十八年三月三日にワシントンで作成された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下「条約」という。）附属書Ⅱ及び附属書Ⅲは、条約第十六条の規定等に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十三年十二月二十二日に効力を生じた。

（平成二十三年九月二十三日付け及び平成二十三年十月四日付け条約事務局通告）

平成二十三年十二月二十二日

外務大臣　玄葉光一郎

附属書Ⅱ

附属書Ⅱに掲げるアガリュクニス（spp.）に、次の注を付する。

注10　アガリュクニス・アンナイ、アガリュクニス・カルリドリュアス、アガリュクニス・モレレティイ、アガリュクニス・サルタトル及びアガリュクニス・スプルレルリのみを附属書Ⅱに掲げる種とする。